月刊 児玉通信 No.103

税制改正

平成25年4月1日付で、税制改正が施行されました。

主な改正点について、まとめました。

① 所得税の最高税率の見直し

課税所得4，000万円超について、45%の税率を創設

② 相続税の基礎控除の引き下げ

「 5，000万円 ＋ 1，000万円 × 法定相続人数 」

→ 「 3，000万円 ＋ 600万円 × 法定相続人数 」

③ 相続税の税率構造の見直し（最高税率を55%に引き上げる等）

④ 中小法人の交際費課税の特例の拡充

交際費800万円まで全額を損金に算入することが、可能となりました。

◎適用開始時期について
①は、平成27年分以後の所得税について適用
②と③は、平成27年1月1日以後に相続又は遺贈により取得する財産に係る相続税について適用
④は、平成25年4月1日以降に開始する事業年度に係る法人税について適用

健康保険料の改定

例年、4月分の給与より、健康保険料の料率が改定されています。
広島県の協会けんぽ・医師国保・歯科医師国保の平成25年4月分以降の保険料は、
以下のとおりに変更されます。

◎協会けんぽ ・・・ 従前と変更はありません。
◎医師国保
① 介護保険料 ・・・ 3，500円 ⇒ 3，700円
② 後期高齢者支援分保険料 ・・・ 1，000円 ⇒ 2，000円
◎歯科医師国保
① 介護保険料 ・・・ 3，200円 ⇒ 3，400円
② 後期高齢者支援分保険料 ・・・ 2，800円 ⇒ 3，100円

広島県外の協会けんぽ・各組合国保の健康保険料については、各国保組合へお尋ねください。

振替納税のお知らせ

所得税 ・・・ 平成25年4月22日（月）
消費税 ・・・ 平成25年4月24日（水）
延納の届け出をされている方は、平成25年5月31日（金）
事前に、預金残高の確認をお願いいたします。

ご不明な点等がございましたら、
各担当者までお問い合わせください。